

Bank Pay 参加規約

(改定 2023 年 4 月 1 日)

本規約は、Bank Pay 取引（第 2 条第 7 号に定める Bank Pay 取引をいいます。）、Bank Pay ことら送金（第 2 5 条第 3 号に定める Bank Pay ことら送金をいいます。）及び Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）（第 2 5 条第 5 号に定める Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）をいいます。）における関係当事者間の法律関係を定めることを目的とします。

第 1 編 Bank Pay 取引

第 1 章 総則

第 1 条（目的等）

本規約は、Bank Pay 取引に関連して、スマホ決済サーバ又は口座登録受付 GW システムを経由して行われる、BP 発行銀行及び接続事業者その他の者の間において行われる決済電文等の授受等に関して、関係当事者の法律関係を定めることを目的とします。

第 2 条（定義）

本規約における用語の定義は、次の通りとします。

- (1) 利用者とは、BP 発行銀行に対して預貯金口座を有する預貯金者であって、Bank Pay 取引を利用し、又は利用しようとする者をいいます。
- (2) BP 加盟店規約等とは、機構所定の Bank Pay 加盟店規約（以下「BP 加盟店規約」といいます。）及び機構所定の Bank Pay 公的加盟機関規約（以下「BP

公的加盟機関規約」といいます。)をいいます。

(3) BP 加盟店とは、BP 加盟店規約所定の BP 直接加盟店、BP 金融機関加盟店、BP 間接加盟店、BP 代表間接加盟店、BP 任意組合及び BP 組合事業加盟店並びに BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関、BP 決済代行機関及び BP 間接公的加盟機関をいいます。

(4) BP 加盟店銀行とは、BP 加盟店規約所定の BP 加盟店契約を BP 直接加盟店との間で締結した金融機関並びに BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関契約を同規約に定める BP 公的加盟機関との間で締結した金融機関及び同規約所定の BP 決済代行機関契約を同規約に定める BP 決済代行機関との間で締結した金融機関をいいます。

(5) BP 加盟店銀行の傘下にある BP 加盟店とは、次のものをいいます。

- ① 当該 BP 加盟店銀行との間で BP 加盟店契約を締結した BP 直接加盟店
- ② ①に定める直接加盟店との間で BP 加盟店規約所定の BP 間接加盟店契約を締結した BP 代表間接加盟店及び BP 間接加盟店
- ③ 当該 BP 加盟店銀行との間で BP 加盟店規約所定の BP 加盟店契約を締結した BP 任意組合及び当該 BP 任意組合との間で BP 加盟店規約所定の BP 組合契約を締結した組合員
- ④ 当該 BP 加盟店銀行との間で BP 公的加盟機関規約所定の BP 公的加盟機関契約を締結した同規約に定める BP 公的加盟機関
- ⑤ 当該 BP 加盟店銀行との間で BP 公的加盟機関規約所定の BP 決済代行機関契約を締結した BP 決済代行機関との間で、同規約所定の BP 間接公的加盟機関契約を締結した BP 間接公的加盟機関

(6) BP 発行銀行とは、登録預貯金口座が開設されている金融機関をいいます。

(7) Bank Pay 取引とは、次のいずれかを内容とする利用者と BP 加盟店の間の取引をいいます(本規約においては「BP取引」と略称を用いることがあります)。

- ① 利用者が、商品の販売又は役務の提供等(以下「売買取引」といいます。)

について BP 加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を利用者の登録預貯金口座からの預貯金の引落しによって支払うことを内容とする取引

② BP 加盟店銀行が自ら又は BP 直接加盟店若しくは BP 任意組合を通じて利用者の売買取引債務の立替払をし、利用者の売買取引債務を消滅させる取引

③ 利用者が、法令の定めに基づき又は地方公共団体による役務提供等の対価として負担する債務を、BP 公的加盟機関規約に定める BP 加盟機関銀行をして当該 BP 加盟機関銀行自らまたは同規約所定の BP 決済代行機関を通じて利用者に代わって納付させることを内容とする取引

(8) BP 取引契約とは、BP 取引をするに当たって利用者が BP 加盟店と締結する契約をいいます。

(9) 決済電文とは、BP 取引の際にスマホ決済サーバを経由して接続事業者及び BP 発行銀行の間において授受される電文であって、登録預貯金口座に係る引落し、その取消し、引落し結果の確認を内容とするものをいいます。

(10) スマホ決済サーバとは、接続事業者と BP 発行銀行との間の決済電文の伝達をするためのサーバをいいます。

(11) スマホ決済サーバ提供事業者とは、スマホ決済サーバを提供する事業者であって、機構が指定する者をいいます。

(12) 利用者アプリとは、BP 取引契約の締結に係る機能が付与されている機構所定のスマートフォン等の端末のアプリケーションであって、利用者向けに提供されるものをいいます。

(13) 登録預貯金口座とは、利用者アプリ又は BP 取引サイトに登録された利用者の預貯金口座をいいます。

(14) 口座登録受付 GW システムとは、利用者が預貯金口座を登録預貯金口座として登録する際に、当該利用者が当該預貯口座の口座名義人であることを確認

するために必要な情報を利用者から取得し、これを BP 発行銀行に提供するシステムをいいます。

(15) 口座登録受付 GW システム提供事業者とは、前号のシステムを提供する事業者として、機構が指定する者をいいます。

(16) 店舗アプリとは、BP 取引契約の締結に係る機能が付与されている機構所定のスマートフォン等の端末のアプリケーションであって、BP 加盟店向けに提供されるものをいいます。

(17) アプリ提供事業者とは、利用者アプリ及び店舗アプリの少なくとも一方を提供する事業者をいいます。

(18) BP 取引サイトとは、BP 取引契約の締結に係る機構所定の機能が付与されている、利用者向けのウェブサイト을いいます。

(19) BP 取引サイト提供事業者とは、BP 取引サイトを提供する事業者をいいます。

(20) 接続事業者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

① BP 取引に係る決済電文をスマホ決済サーバに伝達するための機構所定の機能を有する利用者アプリ又は店舗アプリを提供するアプリ提供事業者

② Bank Pay 取引サイト提供事業者

③ 再接続事業者との間で Bank Pay 取引に係る決済電文の授受を行う機構所定の者

(21) 再接続事業者とは、接続事業者に対して BP 取引に係る決済電文を伝達するアプリ提供事業者又は Bank Pay 取引サイト提供事業者をいいます。

(22) 利用者管理システムとは、BP 発行銀行が利用者に係る情報を管理するための機能を備えた機構所定のウェブサイトであって、機構が BP 発行銀行に対して提供するものをいいます。

(23) 加盟店管理システムとは、BP 加盟店銀行が当該 BP 加盟店銀行の傘下にある BP 加盟店を管理するための機能を備えた機構所定のウェブサイトであって、

機構が BP 加盟店銀行に対して提供するものをいいます。

(24) 機構とは、日本電子決済推進機構をいいます。

第 2 章 口座登録受付 GW システム

第 3 条（口座登録受付 GW システムを用いた預貯金口座の登録）

1. 利用者アプリを提供するアプリ提供事業者又は BP 取引サイト提供事業者は、利用者が預貯金口座を登録しようとするときは、その提供する利用者アプリ又は BP 取引サイトを介して、利用者を口座登録受付 GW システムに接続させるものとします。ただし、当該預貯金口座が開設されている BP 発行銀行について第 6 条が適用される場合を除きます。
2. 口座登録受付 GW システム提供事業者は、口座登録受付 GW システムを通じて、利用者による利用者アプリ又は BP 取引サイトへの預貯金口座の登録に際して必要な利用者に係る情報を、BP 発行銀行に対して連携するものとします。
3. 前項に基づき預貯金口座の利用者アプリ又は BP 取引サイトへの登録に必要な利用者に係る情報の連携を受けた BP 発行銀行は、当該利用者が当該預貯金口座の口座名義人であることを当該 BP 発行銀行所定の方法で確認したときは、正当な理由がない限り、当該利用者による登録預貯金口座への登録を承認するものとします。
4. BP 発行銀行が前項の登録を承認した場合、口座登録受付 GW システム提供事業者は、当該登録に係る情報をスマホ決済サーバに連携するものとします。

第 4 条（契約の締結等）

1. BP 発行銀行が、口座登録受付 GW システムを利用しようとするときは、機構を通じて口座登録受付 GW システム提供事業者との間で個別に契約を締結するものとします。なお、当該契約は、第 6 条の場合を除き、BP 発行銀行が本規約を

承認する旨の機構所定の書面を機構に提出したことをもって成立したものとみなします。

2. 機構は、BP 発行銀行による口座登録受付 GW システムの利用に関し、当該 BP 発行銀行のために支出すべき費用が生じ、又は当該費用を機構が支出した場合には、当該費用相当額を当該 BP 発行銀行に対して求償するものとします。

第 5 条（規約等の遵守義務）

口座登録受付 GW システム提供事業者、BP 発行銀行及び接続事業者は、口座登録受付 GW システムを通じた利用者の預貯金口座の登録に関し、本規約の各条項のほか、機構所定の規約及びガイドライン等並びに口座登録受付 GW システム提供事業者と BP 発行銀行との間の契約を遵守するものとします。

第 6 条（口座登録受付 GW システムを利用しない場合）

BP 発行銀行が、口座登録受付 GW システムを利用せずに、機構所定の方法によって利用者アプリ又は BP 取引サイトへの預貯金口座の登録承認を実施することとした場合には、機構に対してその旨届け出るものとします。

第 3 章 スマホ決済サーバの提供及びスマホ決済サーバとの接続等

第 7 条（決済電文の授受）

1. 接続事業者は、スマホ決済サーバとの間で、利用者が BP 取引を行う際に必要な決済電文の授受を行うものとします。
2. スマホ決済サーバ提供事業者は、接続事業者及び BP 発行銀行との間で、利用者が BP 取引を行う際に必要な決済電文の授受を行うものとします。
3. BP 発行銀行は、スマホ決済サーバ提供事業者との間で、利用者が BP 取引を行う際に必要な決済電文の授受を行うものとします。

第8条（取引履歴の保存等）

1. スマホ決済サーバ提供事業者は、BP 発行銀行又は BP 加盟店銀行が BP 取引の実在性やその取引内容を確認できるようにするため、BP 取引に係る取引履歴を機構所定の期間保存するものとします。
2. BP 発行銀行又は BP 加盟店銀行は、BP 取引の実在性やその取引内容を確認するために必要な範囲において、スマホ決済サーバ提供事業者に対して、前項の取引履歴の開示を求めることができるものとします。

第9条（スマホ決済サーバ提供事業者）

1. スマホ決済サーバ提供事業者は、銀行法その他の法令の定めるところにより、電子決済等代行業者又はこれと同等の業を営もうとするものとして登録その他の必要な手続を行うものとします。
2. スマホ決済サーバ提供事業者は、銀行法その他の法令及び機構所定の規約、ガイドライン等を遵守するものとします。
3. スマホ決済サーバ提供事業者は、その業務に関して取得した利用者に関する情報を適切に取扱い、これを安全に管理するものとします。
4. スマホ決済サーバ提供事業者は、スマホ決済サーバの保守又は点検、第19条第1項の障害等の発生の未然防止、障害等が発生した場合における第19条第2項に定める損害軽減措置その他合理的な理由がある場合には、必要な期間、スマホ決済サーバの提供を停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、事前に機構、BP 発行銀行及び接続事業者その他の関係者に対して、その旨通知するものとします。
5. スマホ決済サーバ提供事業者は、前項に基づくスマホ決済サーバの提供の停止によって生じた BP 発行銀行、BP 加盟店銀行、接続事業者、再接続事業者の損害については、第21条その他の定めにかかわらず、責任を負わないものとします。

ただし、スマホ決済サーバ提供事業者の故意又は重大な過失に起因する障害等のために生じた損害については、この限りではありません。

第10条（スマホ決済サーバの利用に係る料金等）

スマホ決済サーバ提供事業者は、BP 発行銀行に対して、個別の合意により定めるスマホ決済サーバに関するサービスの利用等に係る手数料を請求することができます。

第11条（スマホ決済サーバ提供事業者の接続事業者に対する措置）

1. スマホ決済サーバ提供事業者は、接続事業者がその業務に関して取得した利用者に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のため、機構及び BP 加盟店銀行を通じて、接続事業者に対して次の措置を講ずるものとします。

(1) 第4章の接続事業者が、利用者アプリ、店舗アプリ又は BP 取引サイト（以下これらを総称して「提携アプリ等」といいます。）を提供する者である場合

自ら又は BP 加盟店銀行を通じた、当該接続事業者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適切な取扱い及び安全管理のための、当該接続事業者に対する BP 加盟店規約等、機構所定のガイドライン等の遵守状況の調査、報告の徴求、指導

(2) 第4章の接続事業者以外の接続事業者が、提携アプリ等を提供するである場合

当該接続事業者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適切な取扱い及び安全管理のための、当該接続事業者に対する BP 加盟店規約等、機構所定のガイドライン等の遵守状況の調査、報告の徴求、指導

2. 接続事業者が前項に基づく措置に応じないときは、BP 発行銀行は、次のいずれかの措置を講じることができるものとします。

(1) 第15条第1項第2号又は第3号の金融機関に対する改善の申し入れ

(2) 接続事業者としての登録の抹消を機構に求めること

第12条 (BP発行銀行が行うことのできる措置)

スマホ決済サーバ提供事業者が本章に定める事項を遵守しない場合、BP発行銀行は、機構に対し、当該スマホ決済サーバ提供事業者に対する報告徴求、指導、改善要求又はスマホ決済サーバ提供事業者としての指定の取消を求めることができるものとします。

第13条 (銀行法その他の法令の定めに基づく契約の締結等)

1. BP発行銀行及びスマホ決済サーバ提供事業者は、本規約に基づき、両者間で締結されたスマホ決済サーバに関するサービスに係る契約の内容に第9条、第11条、第12条及び第21条に定める事項を含むものとみなされることに同意するものとします。ただし、BP発行銀行及びスマホ決済サーバ提供事業者は、法令の範囲内でこれらの規定と異なる定めをすることができるものとします。
2. BP発行銀行及びスマホ決済サーバ提供事業者は、本章に定める事項のうち銀行法その他の法令所定のものを、銀行法その他の法令所定の方法で公表するものとします。

第4章 接続事業者による接続

第14条 (接続事業者の基本的義務等)

1. 接続事業者（機構及びBP発行銀行を除きます。以下本章において同じとします。）は、第2条第20号所定の者としての業務を行うに際し、本規約のほか、銀行法その他の法令及び機構所定の規約並びにガイドライン等を遵守するものとします。

2. 接続事業者は、提携アプリ等を提供するに当たり、機構又は BP 発行銀行が提供する利用者アプリ又は店舗アプリその他銀行が提供する決済方法との誤認防止措置を講じるものとします。
3. 接続事業者は、BP 加盟店としてその提供する提携アプリ等を用いて Bank Pay 取引契約の取扱いを行う場合には、本章の定めのほか、適用のある法令並びに BP 加盟店規約等及びガイドライン等を遵守するものとします。
4. 接続事業者は、提携アプリ等を提供するに当たって機構から提供を受けた秘密情報（書面又は電磁的記録により開示された情報であって、秘密である旨の表示のあるもの、及び、口頭で開示された情報であって、開示後に機構から秘密である旨通知があったものを指します。）があるときは、当該秘密情報を接続事業者としての活動以外に用いてはならず、また、機構の事前の書面による承諾を得ることなく第三者（本項と同等の義務を課された、接続事業者の業務委託先及び接続事業者の再接続事業者を除きます。）に漏えい又は開示してはならないものとします。但し、以下に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示の時点で接続事業者が適法に保有していた情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
 - (4) 開示後に接続事業者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 秘密情報に依拠することなく、接続事業者が独自に生成した情報
5. 前項の接続事業者の義務は、本規約に基づいて接続事業者としての登録が抹消された後も存続するものとします。

第 15 条（提携アプリ等の提供に際しての手続等）

1. 接続事業者は、提携アプリ等の提供に当たり、次の手続を経るものとします。
 - (1) 機構において提携アプリ等を提供する接続事業者としての登録を受けるこ

と。なお、登録に際しての手続は、機構所定の方法によるものとします。

(2) BP 加盟店が提携アプリ等を提供する接続事業者である場合は、当該 BP 加盟店のすべての BP 加盟店銀行の承諾を得て、機構所定の内容を含む契約を締結すること

(3) 提携アプリ等を提供する接続事業者が BP 加盟店ではない場合には、機構の賛助会員になるとともに、当該接続事業者が指定した一又は複数の金融機関（本規約に BP 加盟店銀行又は BP 発行銀行として参加している金融機関に限ります。）との間で、機構所定の内容を含む契約を締結すること

2. 本章の規定の適用に関しては、前項第 3 号に定める金融機関を BP 加盟店銀行とみなします。

3. BP 加盟店銀行は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の契約を締結した接続事業者が本規約の定めを遵守するよう、適切に指導・監督するものとします。

4. BP 加盟店銀行は、前項の契約を締結した接続事業者が本規約の定めを遵守しない場合は、BP 加盟店銀行が本規約の定めを遵守しなかったものとみなし、これに起因して生じた機構、スマホ決済サーバ提供事業者、BP 発行銀行の損害を賠償する責任を負うものとします。

第 16 条（再接続事業者の接続）

接続事業者は、自らの費用と責任において、再接続事業者を接続させ、当該再接続事業者との間で BP 取引に係る決済電文の授受を行うことができます。この場合、接続事業者は、当該再接続事業者をして、本規約及び機構所定のガイドライン等の定めを遵守させるものとします。なお、再接続事業者は、BP 取引に係る決済電文の授受のために、接続事業者以外の第三者と接続してはならないものとします。

第 17 条（情報の安全管理）

接続事業者は、その業務に関して取得した利用者に関する情報を適切に取扱い、これを安全に管理するものとします。

第18条（接続の停止・廃止等）

1. 接続事業者又は当該接続事業者に接続する再接続事業者（以下これらを総称して「接続事業者等」といいます。）に次のいずれかの事由が生じた場合、スマホ決済サーバ提供事業者又は機構は、接続事業者に対し、その提供する提携アプリ等の提供又は当該接続事業者に接続する再接続事業者の接続の停止を求めることができるものとし、当該接続事業者は、かかる求めに従い、当該提携アプリ等の提供又は当該再接続事業者による接続事業者への接続を停止するものとします。

- (1) 提携アプリ等の提供又は再接続事業者による接続に当たって、本規約の定めを遵守していないと合理的に認められる場合
- (2) 提携アプリ等又は再接続事業者による接続に関し、セキュリティに脆弱性があり、停止の必要性が高いと合理的に認められる場合
- (3) 提携アプリ等の提供又は再接続事業者による接続に関し、不正利用が疑われる事象が多数発生し又はそのおそれがある場合
- (4) その他提携アプリ等の提供又は再接続事業者による接続を停止させるべき合理的な理由がある場合

2. 次の場合には、機構は、接続事業者について、自らの判断又はスマホ決済サーバ提供事業者の要請に基づき、第15条第1項第1号に定める登録を抹消することができるものとします。登録の抹消を受けた接続事業者は、直ちに提携アプリ等の提供を廃止するとともに、再接続事業者との接続がある場合には、当該再接続事業者との接続を廃止するものとします。

- (1) 接続事業者が、前項の停止の求めに応じない場合
- (2) 前項第2号ないし第4号の場合で、改善の見込みがないと合理的に判断さ

れる場合

(3) その他接続事業者としての登録を抹消することにつき正当な理由がある場合

3. 接続事業者は、BP 加盟店銀行と締結した第 15 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の契約が、解除、期間満了その他の事由により終了した場合には、直ちにその旨を機構に連絡の上、提携アプリ等の提供を廃止するとともに、再接続事業者との接続がある場合には、当該再接続事業者との接続を廃止するものとします。ただし、当該接続事業者が、当該契約を別の BP 加盟店銀行との間で締結した場合には、この限りではありません。
4. 前三項に基づく提携アプリ等の提供の中止若しくは廃止又は再接続事業者との接続の中止若しくは廃止により、接続事業者等に損害が生じたとしても、機構、スマホ決済サーバ提供事業者又は BP 加盟店銀行は、故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
5. 提携アプリ等を提供する接続事業者が BP 加盟店である場合において、BP 加盟店規約等の定めに従って加盟店登録を抹消された場合には、当然に提携アプリ等を提供する接続事業者としての登録も抹消されるものとします。
6. 接続事業者が、提携アプリ等の提供若しくは再接続事業者との接続を自ら廃止する場合には、事前に、利用者（利用者アプリ又は BP 取引サイトを提供している場合に限り、）、当該提携アプリ等を利用して BP 取引契約の取扱いを行っている BP 加盟店（店舗アプリを提供している場合に限り、）、スマホ決済サーバ提供事業者及び BP 加盟店銀行に通知の上で、機構に廃止を届け出るものとします。この場合、機構は当該接続事業者について第 15 条第 1 項第 1 号の登録を抹消するものとします。

第 19 条（障害等発生時の対応等）

1. BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者、接続事業者は、Bank Pay 取引

の継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（Bank Pay取引の提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、本サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害、不正出金等の金融犯罪、及びBank Pay取引に関与するスマホ決済サーバ提供事業者、接続事業者等又はこれらの外部委託先の従業員による不祥事件の発生などを含むがこれらに限られない。以下「障害等」といいます。）が発生した場合には、直ちに機構その他の関係当事者に報告するものとします。

2. 障害等が発生した場合、機構、BP発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者は、必要に応じて協働の上、当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のための措置（以下「損害軽減措置」といいます。）をそれぞれ講じるものとします。かかる場合において、BP発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で、相手方に対して障害等の発生した利用者に係る情報、障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとします。
3. 障害等が、BP発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者又は接続事業者の監督官庁に対して報告が必要な事由に該当する場合には、BP加盟店銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者は、合理的かつ適正な範囲内で当該報告のために必要な資料の提供その他の協力を行うものとします。
4. BP発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者又は接続事業者は、第1項の障害等が自ら又は自らの設備に起因する場合には、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに、当該障害等からの復旧に必要な措置を講じ、障害等の内容と復旧措置について、機構その他の関係者に対し報告するものとします。当該障害等からの復旧に必要な事項が生じた場合には、機構、BP発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者において協議の上、それぞれ

必要な措置を行うものとします。

第20条（提携アプリ等における不正利用発生時等の報告等）

1. BP発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者は、接続事業者等が提供する提携アプリ等を用いたBP取引に関して不正アクセス等（不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入等をいいます。以下同じとします。）、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは不正アクセス等による不正なBP取引（以下「不正利用等」といいます。）があったこと、又はその具体的な可能性があることを認知したときは、自らの帰責性の有無にかかわらず、次の対応をとるものとします。

- (1) 利用者（第2条第1号にかかわらず、BP発行銀行の預貯金者を含むものとします。以下本条及び次条において同じとします。）からの問い合わせがあった場合には、これに誠実に対応すること
- (2) 直ちに機構所定の方法で機構及び当該不正利用等に関係する本規約の他の当事者（本項に基づく連絡をする者において特定できる場合に限り）に、必要な情報の連絡をすること
- (3) 接続事業者は、不正利用等に関して機構、BP発行銀行、BP加盟店銀行から調査を求められた場合には、これに応じること
- (4) 接続事業者は、不正利用等が、機構所定の仕様によるQRコード等を利用したBank Pay取引以外のものにより生じた場合は、当該不正利用の発生により利用者に生じた損害の補償については、当該接続事業者所定の提携アプリ等の規約に基づいて補償に応じること
- (5) 接続事業者が、その提供する提携アプリ等に関して生じた利用者の損害の補償に応じる場合には、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に準じて、これを実施すること

- (6) 接続事業者が第4号に定める補償に応じず、やむなくBP発行銀行が利用者に対する補償に応じた場合は、当該BP発行銀行は、当該接続事業者に対して補償に要した費用（第21条第1項に基づきBP発行銀行が負担すべき損害を除きます。）を求償することができ、接続事業者は、これに応じること
- (7) BP発行銀行は、不正利用等が、機構所定の仕様によるQRコード等を利用したBank Pay取引により生じた場合は、当該不正利用等の発生により利用者に生じた損害の補償について、BP発行銀行所定の規定に基づいて補償に応じること
- (8) BP発行銀行が前号に定める補償に応じず、やむなく接続事業者等が利用者に対する補償に応じた場合は、当該接続事業者等は、当該BP発行銀行に対して補償に要した費用（第21条第1項に基づき接続事業者が負担すべき損害を除きます。）を求償することができ、BP発行銀行は、これに応じること
2. 接続事業者は、自らに接続する再接続事業者に対し、次の事項を義務付けるものとします。
- (1) 再接続事業者の提供する提携アプリ等を用いたBP取引に関して不正利用等があったこと、又はその具体的な可能性があることを当該再接続事業者が認知したときは、その旨を接続事業者に報告すべきこと
- (2) 再接続事業者が自ら利用者に対応する場合には、前項第1号及び第3号から第6号までの規定に準じた対応をすべきこと
3. 機構は、第1項第2号の連絡を受けた場合、必要に応じて同号に定める当事者との間で連絡を受けた不正利用等に関する情報を共有することができるものとします。
4. 第1項の場合、BP発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者は、提携アプリ等を用いたBP取引の不正利用等について、速やかに実施可能な対策を講じた上で、原因の究明及び対策を行うものとします。この場合、スマホ決済サーバ提供事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、当該接続事業

者による接続を制限又は停止することができるものとします。

第21条（不正利用等が発生した場合における関係者間の損失分担）

1. BP 取引に関して利用者に損害が生じた場合における接続事業者、スマホ決済サーバ提供事業者及び BP 発行銀行の間における利用者に対する損害賠償責任の分担は、本規約で別に定める場合を除き、次の各号の通りとします。

(1) 当該損害が、スマホ決済サーバ提供事業者のシステムの欠陥により決済電文を処理できず又は誤って BP 発行銀行に対して伝達したことにより生じたものである場合、スマホ決済サーバ提供事業者の管理の不備により情報漏えいが生じたことによるものである場合その他のスマホ決済サーバ提供事業者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、スマホ決済サーバ提供事業者の負担とします。

(2) 当該損害が、接続事業者等のシステムの欠陥により決済電文を処理できず又は誤ってスマホ決済サーバ提供事業者に対して伝達したことにより生じたものである場合、それらの管理の不備により情報漏えいが生じたことによるものである場合、提携アプリ等の提供に関して本規約の定めを遵守せず又は機構所定のガイドラインにおいて推奨されている事項を充足していないことにより生じたものである場合その他の接続事業者等の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、接続事業者の負担とします。なお、当該損害が、利用者が提携アプリ等に預貯金口座を登録した後に生じた不正アクセス等に起因して不正利用等が行われたことにより生じたものである場合（専ら BP 発行銀行の責めに帰すべき事由により生じたものであることが疎明された場合を除きます。）は、接続事業者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなします。

(3) 当該損害が、BP 発行銀行のシステムの欠陥により決済電文を処理できず又は誤って処理したことにより生じたものである場合その他の BP 発行銀行の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、当該 BP 発行銀行の負担としま

す。

(4) 当該損害が、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者のうち、二以上の者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を負担するものとします。

(5) 当該損害が、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたものである場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたものであるかが明らかでない場合は、BP 発行銀行、スマホ決済サーバ提供事業者、接続事業者及び当該接続事業者との間で第 15 条所定の契約を締結した BP 加盟店銀行は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

2. 利用者に対して前項の損害を賠償又は補償をした者は、前項の定めに従って責任を負うべき者に対して、当該損害の賠償又は補償に要した費用を求償することができるものとします。なお、この求償に当たっては、請求の相手方に対して、前項に従って責任を負うべき者であることを疎明することで足りるものとします。

3. 前項の規定は、第 20 条第 1 項第 6 号及び第 8 号に定める求償を妨げるものではないものとします。

第 5 章 管理システム

第 22 条 (管理システムの内容)

1. 機構は、BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行に対し、以下の機能を備えるウェブサイト（以下あわせて「管理システム」といいます。）を提供するものとします。

(1) 利用者管理システム

(2) 加盟店管理システム

2. BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行は、管理システムにログインする場合は、機構所定の ID 又はメールアドレス及びログインパスワードを入力するものとします。
3. BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行は、前項のログインパスワードを第三者に知られないように厳重に管理するとともに、管理システムにアクセスすることのできる者を適切に管理するものとします。
4. 管理システムに保存されている情報については、一定期間経過後に消去されるものがあります。BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行は、管理システムに保存されている情報で必要と判断するものについては、自己の責任においてバックアップを作成する等、適切な処置を講じるものとし、機構は本項に基づく情報の消去について、一切の責任を負わないものとします。
5. 管理システムの利用に関し、BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行に損害が生じた場合であって、当該損害が機構の故意又は重過失に基づくものであるときを除き、機構は一切の責任を負わないものとします。また、機構が本項の定めにより責任を負う場合における損害賠償の範囲は、通常生ずべき事情に基づく損害に限られるものとし、逸失利益、拡大損害及び特別損害については、これに含まれないものとします。
6. BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行は、第 2 項のログインパスワードの変更や、失念等による再発行については、機構所定の手続に従うものとします。
7. 第 2 項のログインパスワードを入力して管理システムにログインした場合には、BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行によるログインとみなし、第三者による不正なログインであったとしても、それによる損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。

第 6 章 Bank Pay 発行金融機関取扱手数料

第23条 Bank Pay 発行金融機関取扱手数料

BP 発行銀行は、Bank Pay 取引の取扱いに関して、機構が別に定めるところに従い、Bank Pay 発行金融機関取扱手数料を機構に支払うものとします。

第2編 Bank Pay ことら送金等

第1章 総則

第24条（目的等）

本編は、Bank Pay ことら送金及び Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）に関連して、スマホ決済サーバを経由して行われる、機構、スマホ決済サーバ提供事業者及び BP ことら参加銀行等その他の者の間において行われる送金指図等の授受等に関して、関係当事者の法律関係を定めることを目的とします。

第25条（定義）

本編における用語の定義は、次の通りとします。

- (1) 利用者とは、BP ことら参加銀行等において預貯金口座を有する預貯金者であって、Bank Pay ことら送金又は Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）を利用し、又は利用しようとする者をいいます。
- (2) BP ことら参加銀行とは、本編及び第3編を承諾のうえ Bank Pay ことら送金に参加している金融機関であって、登録預貯金口座が開設されている金融機関をいいます。
- (3) Bank Pay ことら送金とは、BP ことら参加銀行が株式会社ことら所定のガイドラインに定める「ことらサービス」を利用して提供する個人間少額送金サービスであって、利用者が利用者アプリを通じて利用するものをいいます。
- (4) BP 請求書払（ことら税公金）参加銀行とは、本編及び第3編を承諾のうえ

Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）の取扱いを行う BP ことら参加銀行であり、登録預貯金口座が開設されている金融機関をいいます。

(5) Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）とは、BP 請求書払（ことら税公金）参加銀行が地方税共同機構から指定を受け、利用者に代わって地方公共団体所定の地方税等を納付するサービスであって、利用者が利用者アプリを通じて利用するものをいいます。

(6) Bank Pay ことら送金等とは、Bank Pay ことら送金及び Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）をいいます。

(7) BP ことら参加銀行等とは、BP ことら参加銀行及び BP 請求書払（ことら税公金）参加銀行をいいます。

(8) 送金指図とは、Bank Pay ことら送金等の際に、スマホ決済サーバを經由して機構、スマホ決済サーバ提供事業者及び BP ことら参加銀行等の間において授受される利用者の為替取引の指図に係る電文であって、送金額又は納付額、送金先の口座（資金移動業者（資金決済に関する法律第2条第3項に定める資金移動業者をいいます。以下同様とします。）が為替取引に係るサービスを提供するために資金移動業者のサービスを利用する者ごとに開設されるアカウント（以下「アカウント」といいます。）に係る口座番号又は ID 等その他の利用者アプリ所定の情報を含むものをいいます。ただし、Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）の場合は、送金先の口座に係る口座番号及び ID 等は除きます。(9) スマホ決済サーバとは、スマホ決済サーバ提供事業者と BP ことら参加銀行等との間の送金指図その他 Bank Pay ことら送金等の実施に必要な電文の伝達をするためのサーバをいいます。

(10) スマホ決済サーバ提供事業者とは、スマホ決済サーバを提供する事業者であって、機構が指定する者をいいます。

(11) 利用者アプリとは、Bank Pay ことら送金等に係る送金指図の発信に係る機能が付与されている機構所定のスマートフォン等の端末のアプリケーション

であって、利用者向けに提供されるものをいいます。

(12) 登録預貯金口座とは、第 1 編の規定に基づき利用者アプリに登録された利用者の預貯金口座をいいます。

(13) 接続事業者とは、Bank Pay ことら送金等に係る送金指図をスマホ決済サーバに伝達するための機構所定の機能を有する利用者アプリを提供する事業者をいいます。

(14) 機構とは、日本電子決済推進機構をいいます。

第 2 章 スマホ決済サーバの提供及びスマホ決済サーバとの接続等

第 26 条（送金指図の授受等）

1. 接続事業者は、スマホ決済サーバとの間で、利用者が Bank Pay ことら送金等を行う際に必要な送金指図の授受を行うものとしします。
2. スマホ決済サーバ提供事業者は、接続事業者及び BP ことら参加銀行等との間で、次の各号のとおり利用者が Bank Pay ことら送金等を行う際に必要な送金指図の授受を行うものとしします。なお、スマホ決済サーバ提供事業者は、本項第 2 号の業務を第三者に委託しないものとしします。
 - (1) スマホ決済サーバ提供事業者は、利用者による接続事業者を経由した送金指図を利用者に代わって BP ことら参加銀行等宛てに発信します。
 - (2) スマホ決済サーバ提供事業者は、利用者による接続事業者を経由した送金指図を BP ことら参加銀行等に代わって受領し、これを当該 BP ことら参加銀行等に伝達します。
3. BP ことら参加銀行等は、スマホ決済サーバ提供事業者との間で、利用者が Bank Pay ことら送金等を行う際に必要な送金指図の授受を行うものとしします。BP ことら参加銀行等は、スマホ決済サーバ提供事業者に対して、利用者による接続事業者を経由した送金指図を BP ことら参加銀行等に代わって受領する権限を付与

するものとしします。

4. スマホ決済サーバ提供事業者は、利用者から利用者アプリ所定の方法で登録預貯金口座に係る機構所定の情報の取得の委託を受けたときは、BP ことら参加銀行等から当該情報を取得して利用者アプリを通じて当該利用者に提供することとし、BP ことら参加銀行等は、スマホ決済サーバ提供事業者が、当該委託に基づいて当該情報を機構所定の方法で BP ことら参加銀行等から取得すること、及び当該情報を接続事業者を通じて当該利用者に対して提供することを許容するものとしします。
5. スマホ決済サーバ提供事業者は、利用者が利用者アプリ所定の方法で登録預貯金口座にアカウント代替符号（利用者アプリ規約第10条にて定義されるアカウント代替符号をいいます。）を設定しようとした場合は、機構所定の方法で、当該登録預貯金口座へのアカウント代替符号の設定に必要な措置を講ずるものとしします。
6. スマホ決済サーバ提供事業者は、利用者が利用者アプリ所定の方法で Bank Pay ことら送金に係る受取口座の名義の情報を取得しようとしたときは、当該受取口座の名義に係る情報を取得し、接続事業者に提供することとしします。

第27条（送金履歴等の保存等）

1. スマホ決済サーバ提供事業者は、BP ことら参加銀行等が Bank Pay ことら送金等の実在性、当該送金若しくは納付（以下「送金等」という。）に係る送金指図の授受の状況及び当該送金等の内容（以下「送金履歴等」という。）を確認できるようにするため、Bank Pay ことら送金等に係る送金履歴等を機構所定の期間保存するものとしします。
2. BP ことら参加銀行等は、Bank Pay ことら送金等の実在性、当該送金等に係る送金指図の授受の状況及び当該送金の内容を確認するために必要な範囲において、スマホ決済サーバ提供事業者に対して、送金履歴等の開示を求めることがで

きるものとしします。

第28条（スマホ決済サーバ提供事業者）

1. スマホ決済サーバ提供事業者は、銀行法その他の法令の定めるところにより、電子決済等代行業者又はこれと同等の業を営もうとするものとして登録その他の必要な手続を行うものとしします。
2. スマホ決済サーバ提供事業者は、銀行法その他の法令及び機構所定の規約、ガイドライン等を遵守するものとしします。また、スマホ決済サーバ提供事業者は、第26条第2項第2号の業務に関して、機構の定める基準への適合性を維持しなければならないものとしします。
3. スマホ決済サーバ提供事業者は、その業務に関して取得した利用者及び Bank Pay ことら送金等に関する情報を秘密として保持し、適切に取扱い（当該情報の漏洩、盗用、改ざん及び目的外利用の禁止並びに当該業務に従事する役員及び従業員以外の者が当該情報にアクセスすることの制限を含みます。）、かつ、当該情報を安全に管理するものとしします。BP ことら参加銀行等は、スマホ決済サーバ提供事業者による利用者及び Bank Pay ことら送金等に関する情報の適切な取扱い及び安全管理を確認するために必要な範囲において、機構を通じて、スマホ決済サーバ提供事業者に対して、当該取扱い及び安全管理に関する報告を求めることができるものとしします。
4. スマホ決済サーバ提供事業者は、第26条第2項第2号に基づき BP ことら参加銀行等に代わって受領した利用者による接続事業者を経由した送金指図の内容について、漏洩、滅失又は毀損が生じた場合には、その旨を直ちに当該送金指図の相手方となる BP ことら参加銀行等に報告し、当該 BP ことら参加銀行等と対応を協議するものとしします。
5. スマホ決済サーバ提供事業者は、スマホ決済サーバの保守又は点検、第34条第1項の障害等の発生の未然防止、障害等が発生した場合における第34条第2

項に定める損害軽減措置その他合理的な理由がある場合には、必要な期間、スマホ決済サーバの提供を停止することができるものとします。この場合には、緊急を要する場合を除き、事前に BP ことら参加銀行等、接続事業者その他の関係者に対して、その旨通知するものとします。

6. スマホ決済サーバ提供事業者は、前項に基づくスマホ決済サーバの提供の停止によって生じた BP ことら参加銀行等及び接続事業者の損害については、第35条その他の定めにかかわらず、責任を負わないものとします。ただし、スマホ決済サーバ提供事業者の故意又は重大な過失に起因する障害等のために生じた損害については、この限りではありません。
7. スマホ決済サーバ提供事業者は、BP ことら参加銀行等における監督官庁による当該 BP ことら参加銀行等に対する検査及び監督への対応に合理的に必要な範囲で、当該 BP ことら参加銀行等の求めに応じて協力を行うものとします。

第29条（スマホ決済サーバ提供事業者の接続事業者に対する措置）

スマホ決済サーバ提供事業者は、接続事業者がその業務に関して取得した利用者及び Bank Pay ことら送金等に関する情報の適切な取扱い及び安全管理のため、当該接続事業者のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適切な取扱い及び安全管理のために必要な範囲で、当該情報の取扱い及び安全管理に関する状況の調査、報告の徴求、指導を行うものとします。

第30条（BP ことら参加銀行等が行うことのできる措置）

1. BP ことら参加銀行等は、スマホ決済サーバ提供事業者が本章に定める事項を遵守しない場合又は BP ことら参加銀行等における Bank Pay ことら送金等の適切な実施に合理的に必要な場合、機構に対し、当該スマホ決済サーバ提供事業者に対する報告徴求、指導、改善要求又はスマホ決済サーバ提供事業者としての指定の取消を求めることができるものとします。

2. BP ことら参加銀行等は、スマホ決済サーバ提供事業者に対して、機構所定の方法で、機構を通じて、定期的にスマホ決済サーバ提供事業者における第26条第2項第2号に定める業務の実施状況その他機構所定の事項の報告を求めることができるものとします。

第31条（銀行法その他の法令の定めに基づく契約の締結等）

1. BP ことら参加銀行及びスマホ決済サーバ提供事業者は、本規約に基づき、両者間で締結されたスマホ決済サーバに関するサービスに係る契約の内容に第28条、第29条、第30条及び第36条に定める事項を含むものとみなされることに同意するものとします。ただし、BP ことら参加銀行及びスマホ決済サーバ提供事業者は、法令の範囲内でこれらの規定と異なる定めをすることができるものとします。
2. BP ことら参加銀行及びスマホ決済サーバ提供事業者は、本章に定める事項のうち銀行法その他の法令所定のもの、銀行法その他の法令所定の方法で公表するものとします。

第32条（機構における管理体制の整備）

機構は、本編の各規定に基づき、機構がスマホ決済サーバ提供事業者に対して行う報告徴求、指導、改善要求又はスマホ決済サーバ提供事業者としての指定の取消しを適切に実施するために合理的に必要な管理体制を整備するものとします。

第3章 苦情等の発生時における対応等

第33条（利用者からの苦情及び問合せへの対応）

1. BP ことら参加銀行等は、Bank Pay ことら送金等に関して利用者からの苦情又は問合せを受けたときは、それが利用者アプリに関するものである場合は、

当該苦情又は問合せの内容を速やかに接続事業者に対して報告するものとし
ます。

2. 接続事業者は、BP ことら参加銀行等から前項の報告を受けた場合には、誠実に当該苦情又は問合せへの対応を行うものとし、当該 BP ことら参加銀行等はこれに誠実に協力するものとします。
3. 接続事業者は、Bank Pay ことら送金等に関して利用者からの苦情又は問合せを受けたときは、それが利用者アプリのみに関するものである場合を除き、当該苦情又は問合せの内容を速やかに当該苦情又は問合せに関連する BP ことら参加銀行等に対して報告するものとします。
4. BP ことら参加銀行等は、接続事業者から前項の報告を受けた場合には、誠実に当該苦情又は問合せへの対応を行うものとし、接続事業者はこれに誠実に協力するものとします。

第 3 4 条（障害等発生時の対応等）

1. BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者は、Bank Pay ことら送金等の継続的提供に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事由（Bank Pay ことら送金等の提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、Bank Pay ことら送金等の提供に関する重大な事務手続に起因する障害、不正出金等の金融犯罪、情報の漏洩、滅失若しくは毀損及び Bank Pay ことら送金等に関与するスマホ決済サーバ提供事業者、接続事業者等又はこれらの外部委託先の従業員による不祥事件の発生などを含むがこれらに限られない。本編において「障害等」といいます。）が発生した場合には、直ちに機構その他の関係当事者に報告するものとします。
2. 障害等が発生した場合、機構、BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者は、必要に応じて協働の上、当該障害等の発生原因を特定、除去するとともに、障害等による損害の拡大を防止するための措置及び再発防止のため

の措置（本編において「損害軽減措置」といいます。）をそれぞれ講じるものとします。かかる場合において、機構は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者に対して障害等の発生した利用者に係る情報、障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとします。BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者は、損害軽減措置を講じるために合理的かつ適正な範囲内で、相手方に対して障害等の発生した利用者に係る情報、障害等が発生した状況その他の情報の開示を求めることができ、開示を求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとします。

3. 障害等が、BP ことら参加銀行等又はスマホ決済サーバ提供事業者の監督官庁に対して報告が必要な事由に該当する場合には、BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者は、合理的かつ適正な範囲内で当該報告のために必要な資料の提供その他の協力を行うものとします。
4. BP ことら参加銀行等又はスマホ決済サーバ提供事業者は、第1項の障害等が自ら又は自らの設備に起因する場合には、遅滞なく当該障害等の内容の解析を実施するとともに、当該障害等からの復旧に必要な措置を講じ、障害等の内容と復旧措置について、機構その他の関係者に対し報告するものとします。当該障害等からの復旧に必要な事項が生じた場合には、機構、BP ことら参加銀行等、スマホ決済サーバ提供事業者及び接続事業者において協議の上、それぞれ必要な措置を行うものとします。

第35条（不正利用発生時等の報告等）

1. BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者は、Bank Pay ことら送金等に関して不正アクセス等（不正アクセス、ハッキング、ネットワークへの不正侵入等をいいます。本編において同じとします。）、不正アクセス等によ

る情報の流出・漏洩・改ざん等若しくは不正アクセス等による不正な Bank Pay ことら送金等（本編において「不正利用等」といいます。）があったこと、又はその具体的な可能性があることを認知したときは、自らの帰責性の有無にかかわらず、次の対応をとるものとします。

- (1) 利用者（第 25 条第 1 号にかかわらず、BP ことら参加銀行等の預貯金者を含むものとします。以下本条及び次条において同じとします。）からの問い合わせがあった場合には、これに誠実に対応すること
 - (2) 直ちに機構所定の方法で機構及び当該不正利用等に関する本規約の他の当事者（本項に基づく連絡をする者において特定できる場合に限り、）に、必要な情報の連絡をすること
 - (3) BP ことら参加銀行等は、当該不正利用等の発生により利用者に生じた損害の補償について、BP ことら参加銀行等所定の規定に基づいて補償に応じること
2. 機構は、第 1 項第 2 号の連絡を受けた場合、必要に応じて同号に定める当事者との間で連絡を受けた不正利用等に関する情報を共有することができるものとします。
3. 第 1 項の場合、BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者は、不正利用等について、速やかに実施可能な対策を講じた上で、原因の究明及び対策を行うものとします。この場合、スマホ決済サーバ提供事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、スマホ決済サーバへの接続を制限又は停止することができるものとします。

第 36 条（不正利用等が発生した場合における関係者間の損失分担）

1. Bank Pay ことら送金等に関して利用者に損害が生じた場合におけるスマホ決済サーバ提供事業者及び BP ことら参加銀行等の間における利用者に対する損害賠償責任の分担は、本編で別に定める場合を除き、次の各号の通りとします。

(1) 当該損害が、スマホ決済サーバ提供事業者のシステムの欠陥により送金指図を処理できず又は誤って BP ことら参加銀行等に対して伝達したことにより生じたものである場合、スマホ決済サーバ提供事業者の管理の不備により情報漏えいが生じたことによるものである場合その他のスマホ決済サーバ提供事業者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、スマホ決済サーバ提供事業者の負担とします。

(2) 当該損害が、BP ことら参加銀行等のシステムの欠陥により送金指図を処理できず又は誤って処理したことにより生じたものである場合その他の BP ことら参加銀行等の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、当該 BP ことら参加銀行等の負担とします。

(3) 当該損害が、BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者の双方の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、各自の帰責性に応じて当該損害の賠償責任を負担するものとします。

(4) 当該損害が、BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたものである場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたものであるかが明らかでない場合は、BP ことら参加銀行等及びスマホ決済サーバ提供事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行うものとします。

2. 利用者に対して前項の損害を賠償又は補償をした者は、前項の定めに従って責任を負うべき者に対して、当該損害の賠償又は補償に要した費用を求償することができるものとします。なお、この求償に当たっては、請求の相手方に対して、前項に従って責任を負うべき者であることを疎明することで足りるものとします。

第4章 管理システム

第37条（利用者管理システムの内容）

1. 機構は、BP ことら参加銀行等に対し、第1編に規定する利用者管理システムをして、利用者に係る情報を管理するための機能を提供するものとします。
2. 第22条第2項ないし第7項は、前項に定める機能の提供に関して準用するものとします。この場合において、「BP 発行銀行及び BP 加盟店銀行」とあるのは「BP ことら参加銀行等」と、「管理システム」とあるのは「第1編に規定する利用者管理システム」と読み替えるものとします。

第5章 不芳口座等の取扱い

第38条（不芳口座の登録等）

1. BP ことら参加銀行は、当該 BP ことら参加銀行において不芳と認める預貯金口座及びアカウントの情報を、機構所定の方法で、機構を通じて、不芳口座としてスマホ決済サーバに登録することができるものとします。機構は、本項に基づく BP ことら参加銀行による不芳口座としての登録に関して、当該預貯金口座又はアカウントの不芳性の確認その他の審査を行いません。
2. 機構は、利用者が機構の提供する利用者アプリにおいて前項に基づき登録された不芳口座を受取口座として指定して送金指図を行おうとした場合には、当該送金指図に係る BP ことら参加銀行と前項に基づき当該不芳口座に関する情報をスマホ決済サーバに登録した BP ことら参加銀行とが同一であるときは、当該送金指図の発信を拒絶することができるものとし、BP ことら参加銀行はこれを承諾します。
3. BP ことら参加銀行は、不芳口座として登録された預貯金口座又はアカウントが不芳な預貯金口座でなかった場合であっても、当該預貯金口座又はアカウントの不芳口座としての登録及びそれに起因する機構による送金指図の発信の拒絶について一切の異議を申し立てないものとします。また、機構は、当該預貯金口座又はアカウントの不芳口座としての登録及びそれに起因する機構による送金指図の発信の

拒絶に起因して BP ことら参加銀行その他の第三者に生じた損害につき一切の責任を負担しないものとします。

4. 第 1 項に基づく預貯金口座若しくはアカウントの不芳口座としての登録又はそれに起因する送金指図の発信の拒絶について利用者から苦情が申し立てられた場合は、次の各号の定めに従って取り扱うものとします。

(1) 機構が利用者から苦情を受け付けた場合は速やかに当該送金指図に係る BP ことら参加銀行に報告を行い、当該 BP ことら参加銀行において、当該利用者への説明その他必要な措置を講ずるものとします。

(2) BP ことら参加銀行が利用者から苦情を受け付けた場合は、当該 BP ことら参加銀行において、当該利用者への説明その他必要な措置を講ずるものとします。

5. 第 3 項にかかわらず、BP ことら参加銀行は、機構所定の方法で、機構を通じて、第 1 項に基づき不芳口座として登録した預貯金口座又はアカウントにつき、不芳口座としての登録を解除することができるものとします。本項に基づき預貯金口座又はアカウントにつき不芳口座としての登録が解除された場合、それによって BP ことら参加銀行その他の第三者に損害が生じた場合であっても、機構は一切の責任を負担しません。

第 6 章 Bank Pay 請求書払（ことら税公金）取扱手数料等

第 39 条（Bank Pay 請求書払（ことら税公金）取扱手数料）

BP 請求書払（ことら税公金）参加銀行は、Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）の取扱いに関して、機構が別に定めるところに従い、Bank Pay 請求書払（ことら税公金）取扱手数料を機構に支払うものとします。

第 40 条（Bank Pay 請求書払（ことら税公金）システム利用料）

機構は、BP 請求書払（ことら税公金）参加銀行が利用者に対して Bank Pay 請

請求書払い（ことら税公金）に係るサービスを提供するために必要なシステムの構築及び利用に関して費用が生じた場合には、当該 BP 請求書払（ことら税公金）参加銀行における Bank Pay 請求書払い（ことら税公金）の取扱状況に応じた費用を当該 BP 請求書払（ことら税公金）参加銀行に対して求償することができるものとします。

第3編 その他

第41条（本規約の改定）

1. 本規約は、日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）の理事会決議により改定することができるものとします。
2. 機構は前項に基づいて改定された規約を機構のホームページ又は機構所定の日刊新聞紙に掲載する等の方法により公示するものとし、新規約は公示に指定された時を以て効力を生ずるものとします。

第42条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、機構が別に定める金融機関決済規約、BP 加盟店規約等その他の規則等に従うものとします。

第43条（紛争処理）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当該訴訟において被告となるべき者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。ただし、機構を当事者とするものについては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

（2019年9月4日新規制定）

第1条（施行期日）

本規約は、2019年9月4日から施行します。

（2019年10月2日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2019年10月2日から施行します。

（2020年2月5日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2020年2月5日から施行します。

（2020年3月4日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2020年3月4日から施行します。

（2020年10月7日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2020年10月7日から施行します。

（2021年6月2日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2021年6月2日から施行します。

（2021年8月4日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2021年8月4日から施行します。

（2022年5月11日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2022年5月11日から施行します。

（2022年8月3日改定）

第1条（施行期日）

本規約は、2022年8月3日から施行します。

(2023年1月11日改定)

第1条(施行期日)

本規約は、2023年1月11日から施行します。

(2023年4月1日改定)

第1条(施行期日)

本規約は、2023年4月1日から施行します。

以上